県内企業の外国人材の活躍を支援します!

外国人材日本語習得サポート

◆富山県では、企業と外国人材間の言葉の壁の解消を目的とし、外国人材に対する日本語習得のための日本語研修について助成しています、ぜひご活用ください。

支援のあらまし

対象者

県内で外国人材を雇用する企業等、外国人技能実習生の受け入れ監理団体、 又は登録支援機関

補助対象

県内企業で雇用される外国人材に対して実施する日本語研修

- ・自らが実施する又は他の者に委託して実施するもの
- ・日本語教育機関等が実施する日本語研修に参加させるもの

【研修の条件】

- 全課程の研修時間が20時間以上であること
- 監理団体又は登録支援機関が実施する場合は、費用の全部または一部について 企業から負担を求める研修等ではないこと。
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 10条第2項7号に定める入国後講習ではないこと

対象経費

日本語研修に要する経費のうち、会場費、講師謝金、講師旅費、委託料、受講料、テキスト代、交通費、通信料、印刷費、消耗品費等

補助額

・補助率:補助対象経費の1/2

・上限額:15万円/1企業

対象期間

補助金交付決定の日から令和6年2月29日(木)までに実施された日本語研修

申請先

郵送により、下記申請先まで申請書をご提出ください。

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県商工労働部労働政策課 外国人材日本語習得サポート担当

※交付額が予算額に達し次第受付を終了します。

→ 補助要綱、申請書類など詳細は、富山県ホームページでご確認ください。

富山県 日本語習得サポート

検索





【申請・問い合わせ先】

富山県 商工労働部 労働政策課 〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7 TEL: 076-444-8897 E-mail: arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp